

※既に交付決定通知を受けている場合は、交付決定通知の事業者番号を記入して下さい。

賃貸住宅の管理に関する誓約書

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業の補助金交付申請を行う以下の住宅(住棟)について、補助を受けて改修工事を行った空家については、次の一から九までの全ての要件に適合する賃貸住宅として管理を行うこと、及び当該空家を含む住棟の全ての賃貸住宅については、三から五、及び九の要件に適合するものとして管理を行うことに努めることに間違いありません。また、万が一違反した場合において、交付決定が取り消されることについて、一切異議を申し立てません。

事業実施住宅の管理にあたり次の各号のとおりとすること。

- 一 本事業の補助を受けて改修工事を行った空家の賃貸住宅としての管理期間を当該改修工事の完了日から10年以上とすること。
- 二 改修工事後の最初の入居者を平成25年度民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業手続きマニュアル(以下「手続きマニュアル」という)に掲げる次のaからeのうちいずれかに該当する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)とすること。ただし、改修工事後の入居者の募集を開始してから3ヶ月以上の間、入居者を確保できない場合は、これらの者以外の者を入居させることができるものとする。
 - a 高齢者世帯
 - b 障がい者等世帯
 - c 子育て世帯
 - d 所得(月あたりの収入)が214,000円を超えない者
 - e 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画に定めるもの
- 三 一の管理期間中、その世帯属性を理由として住宅確保要配慮者の入居を拒んではならないこと。
- 四 地方公共団体又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第10条第1項に規定する居住支援協議会等から入居者について要請を受けた場合にあっては、当該要請に係る者を優先的に入居させるよう努めること。
- 五 災害時に被災者の利用のために提供する対象となる住宅であること。
地方公共団体と賃貸住宅に係る団体の間での、災害時における民間賃貸住宅の活用に関する協定を締結した団体の構成員の場合は「当該協定」に従うこと、構成員でない場合は「当該協定」の趣旨に準じて地方公共団体からの要請に基づき災害時に被災者利用のため対象住宅の提供(住宅のあっせん等)に協力すること。
- 六 本事業の補助を受けて改修工事を行った住宅の家賃について、手続きマニュアルに掲げる都道府県毎の家賃上限額を超えないものであること。
- 七 本事業の補助を受けて改修工事を行った住宅に関する情報について、国土交通省、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室(以下「事務事業者」という)、地方公共団体、居住支援協議会等において公開するための情報提供を行うとともに、一の管理期間中に情報の内容に変更(家賃の額の変更等)が生じた場合は更新を行うこと。
- 八 本事業の補助を受けて改修工事を行った住宅の管理状況について、事業実施年度の翌年度に報告を行うとともに、一の管理期間中に、国土交通省、事務事業者等から本事業の補助を受けて改修工事を行った住宅の管理状況の報告を求められた場合は、遅滞なく報告を行うこと。
- 九 管理に当たって以下の要件を満たすこと。
 - a 賃貸借契約書に原状回復に関する規定があり、当該規定に、「建物・設備等の自然的な劣化・損耗等(経年劣化)及び賃借人の通常の使用により生ずる損耗等(通常損耗)については、賃貸人が負担すべき費用となる」旨の記載があること。
 - b 本事業の補助を受けて改修工事を行った住宅の家賃の取立に当たって、不当な行為(家賃収納業務を委託する場合の受託業者が行う行為を含む)を行わないこと。

平成 ○×年 ○○月 ○○日

対象住宅の所在地: 東京都中央区日本橋○-○-○

対象住宅の名称: ○○○マンション

<申請者>
(法人名):

氏名(代表者名): 大家 太郎

姓名と名の間は1文字空けて下さい



(申請書と同じ印鑑を押印ください)